

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定(品川区決定)

都市計画戸越五丁目19番地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

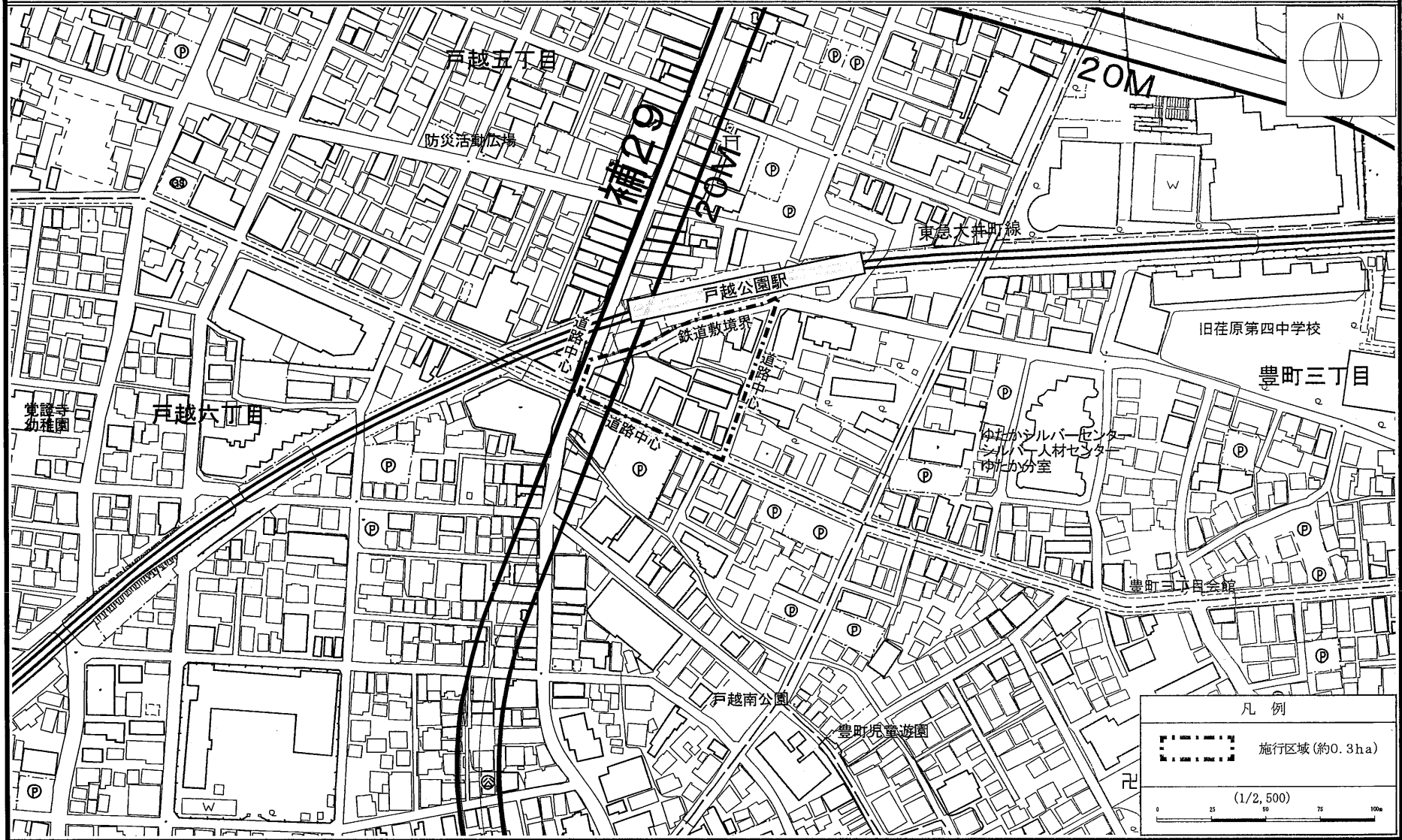
名称		戸越五丁目19番地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約0.3ha			
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線街路	補助幹線街路第29号線	別に都市計画において定めたとおり。	拡幅整備
		区画道路	特別区道幹線一級6号線	幅員 3.9~4.1m(8.0m)延長約70m	整備済 ()内は地区外を含んだ幅員
	区画道路	特別区道V-40号線	幅員 5.8~5.9m(8.0m)延長約70m	拡幅整備 ()内は地区外を含んだ幅員	
建築物の整備	建築面積	延べ面積(容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備考
	約1,300㎡	約23,000㎡ (約15,600㎡)	住宅、店舗、 駐車場	90m	高さの限度は TP+21.0m からの高さとする。階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、12m までは、当該建築物の高さに算入しない。
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約2,400㎡	大井町線沿いに鉄道境界に沿って敷地の10%以上の広場を確保し、鉄道立体化による空地部分と一体的な歩行者空間を整備する。道路境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、ゆとりある歩行者空間を形成する。			
住宅建設の目標		戸数	面積	備考	
		約220戸	約13,600㎡(専用面積)	駐車場駐輪場を除く。	
備考		地区計画区域及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由:品川区の地域生活拠点として防災性の高い都市型住宅と地域商店街の拠点力強化を目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 戸越五丁目19番地区第一種市街地再開発事業 計画図1

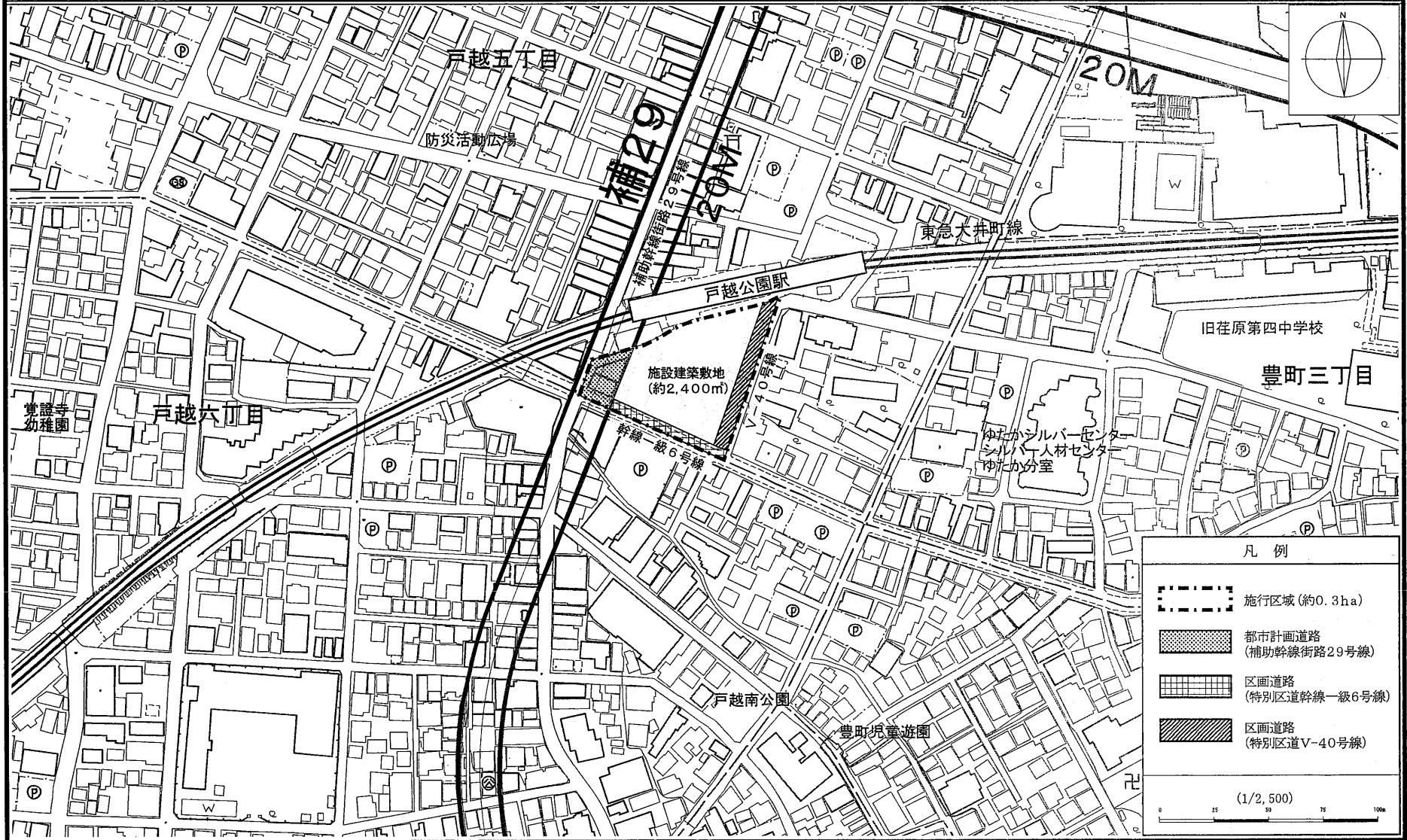
(施行区域)
〔品川区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 38 号・29 都市基交測第 26 号、平成 29 年 5 月 30 日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 29 都市基街都第 16 号、平成 29 年 5 月 9 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 戸越五丁目19番地区第一種市街地再開発事業 計画図2

(公共施設の配置
及び街区の配置)
〔品川区決定〕

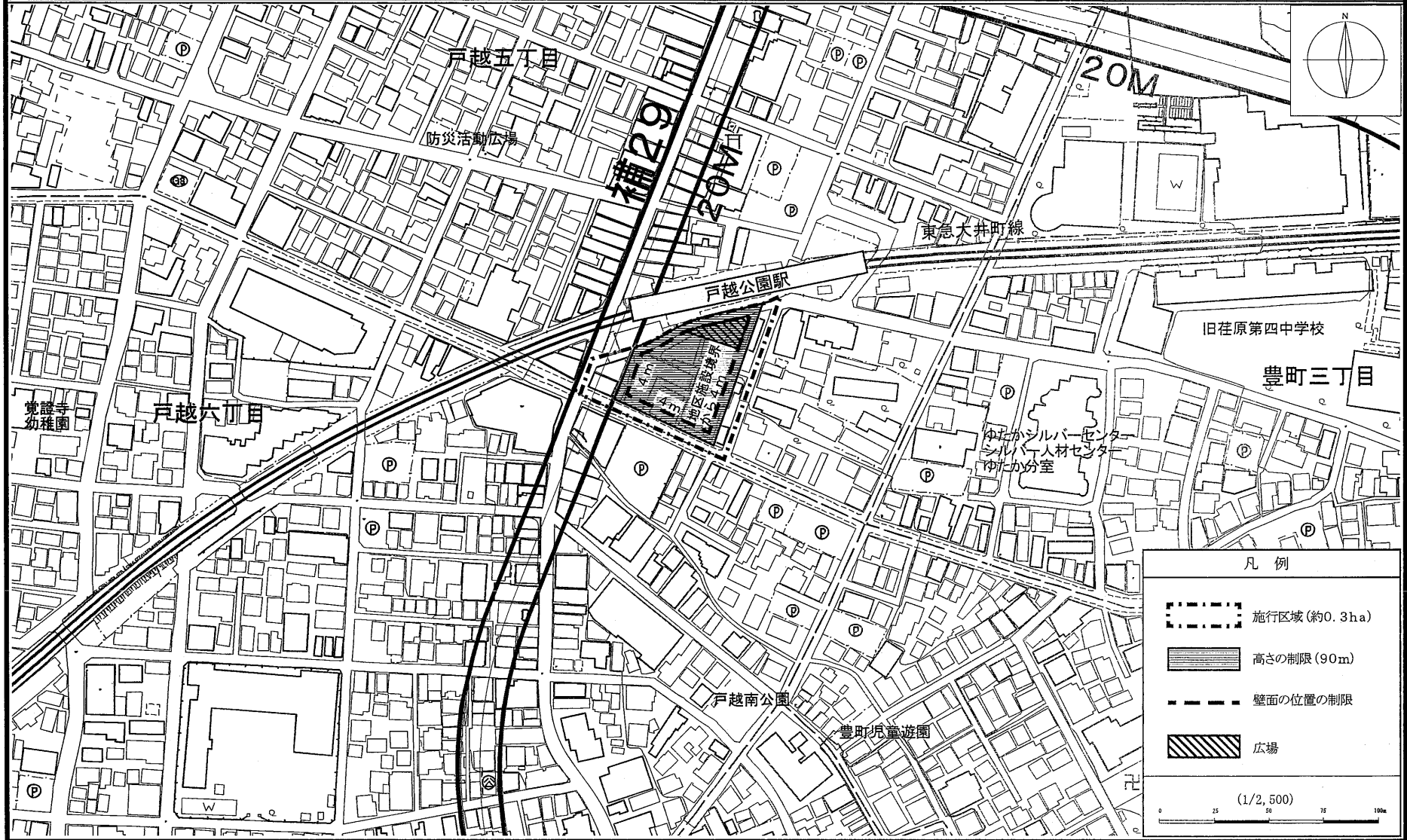


凡例	
	施行区域(約0.3ha)
	都市計画道路 (補助幹線街路29号線)
	区画道路 (特別区道幹線一級6号線)
	区画道路 (特別区道V-40号線)
(1/2,500)	
0 25 50 75 100m	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第38号・29都市基交測第26号、平成29年5月30日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号)29都市基街都第16号、平成29年5月9日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 戸越五丁目19番地区第一種市街地再開発事業 計画図3

(建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限)
【品川区決定】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第38号・29都市基交測第26号、平成29年5月30日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号)29都市基街都第16号、平成29年5月9日